

令和7年12月回答分

手紙の概要	回答
<p>介護保険料について</p> <p>①県内の自治体では、草津市の「13段階」ではなく、2・3段階多く設定している自治体がある。厚生労働省が示す標準段階数等は、あくまで標準・基準であり、自治体の状況により独自の設定ができる。</p> <p>②市内で所得が年1,000万円以上や1,500万円以上の人がある。高額所得者に応分の負担をしてもらうのは必要不可欠。各段階の所得額の範囲や段階の増加を要望する。</p> <p>③令和5年度までの段階は、厚生労働省が標準段階を9段階としていたが、草津市は12段階としていた。3段階多かったことや、今回、厚生労働省の標準段階に草津市が合わせたことについて、回答してほしい。</p>	<p>①について</p> <p>御指摘のとおり、市民税課税対象者である第6段階以上に係る所得区分については、市独自の設定が可能であることは認識していますが、第8期計画までに本市も含めた多くの保険者で、国の標準段階である9段階を超える多段階の保険料設定がなされていたことを踏まえて、第9期計画では国において第1号被保険者間での所得再分配機能を強化するべく、第8期計画より多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ（2.4）、低所得者の最終乗率の引下げが行われました。この国の考え方は、先んじて多段階化してきた本市の方針と合致していることから適切であると判断し、第9期計画については第8期計画より1段階多段階の13段階としました。</p> <p>②について</p> <p>介護保険の給付として利用できるサービスは要介護認定ごとに上限があり、一定の者の保険料負担を著しく高額なものとすることは、給付と負担の均衡の観点から適当ではないとされています。また、第9期計画では12段階から13段階へと1段階増やしたことにより、第13段階では最大33.3%の改定率となったことから、急激な上昇を抑制するためこれ以上の引上げは妥当ではないと判断しました。</p> <p>介護保険料の各段階の所得額や段階の増加の御要望については、次年度に見直しを行う令和9年度から令和11年度までの介護保険事業計画の策定において、国や他市町の動向および本市の介護給付費の見込等を踏まえ、検討していきたいと考えています。</p> <p>③について</p> <p>以前に国が設定していた9段階に対して、本市の介護給付費の見込みおよび第1号被保険者の所得分布を鑑みて、第6期計画より3段階を加えた12段階を採用し、多段階化していました。第9期計画において国の改正は全国的に保険者が独自に多段階化していた状況を踏まえて改正がなされたものであり、本市の従来の考え方と共通する部分が多く、第8期計画までの12段階から第9期計画で13段階へ変更したものです。</p>

令和7年12月回答分

手紙の概要	回答
<p>児童・生徒がのびのびと身体を動かせる屋内環境を整備してほしい。</p> <p>①まちづくりセンターの卓球スペースの解放・利用時間の拡大・予約・利用手続きの簡素化をしてほしい。</p> <p>②市内体育施設は団体利用が中心で、土日の個人利用が困難であり、アリーナ利用のハードルも高い。より気軽に利用できる時間帯やスペースを確保するよう、運用を見直してほしい。</p> <p>③d e 愛ひろば・a i 彩ひろば等に、ボルダリングやバドミントン、卓球などができる、広めの多目的活動空間を新設してほしい。</p>	<p>①について</p> <p>大路まちづくりセンターでは、こどもたちだけではなく、幅広い世代の方の健康維持に活用いただけるよう、毎月第1・第3金曜日の午前中を運動の日として卓球台やトランポリン等の開放を実施されています。</p> <p>また、志津南まちづくりセンターでは、今年度、小学生向けの卓球体験教室を開催し、自主教室の会員から指導を受ける取組を行っています。</p> <p>まちづくりセンターによって、利用団体数や卓球台の有無が異なることから、それぞれのまちづくりセンターで実施できることに差はありますが、利用団体とも協力しながら、可能な範囲で、こどもたちがのびのびと身体を動かせる屋内環境を整えていけるよう努めていますので、今後も御理解・御協力をお願いします。</p> <p>②について</p> <p>アリーナ機能を有する市内体育館（YMTアリーナ・総合体育館・ふれあい体育館）の利用につきましては、実態として、団体利用者による専用利用が多い状況となっていますが、団体・個人に関わらず、専用利用の場合は利用日の3ヶ月前から予約受付を、専用利用以外の場合は当日のみ受付を行っています。</p> <p>このような中におきましても、個人の方が使用しやすいようにYMTアリーナでは、毎月、アリーナを無料で使用できる日を設けています（ただしバドミントン・卓球に限る）。通常、第3日曜日に設定していますが、施設においてイベント等の開催が予定されている場合には日程を変更する場合がありますので、今後の日程については、お手数ですが施設までお問い合わせください。</p> <p>本市では、市民の皆様一人ひとりが、生涯にわたり、様々なスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、今後もスポーツの推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。</p>

令和7年12月回答分

手紙の概要	回 答
	<p>③について</p> <p>d e 愛ひろば・a i 彩ひろばにつきましては、平成24年10月に市民の御意見もお聞きして策定した草津川跡地利用基本計画に基づき、市民の憩いの場や活動の場等として活用するため、草津市ならではのまちづくり空間として整備を進めてきたところです。</p> <p>また、現在整備中である、草津川跡地公園（区間6）につきましては、国道1号東側には、地形を生かした遊具を設置する予定であり、こどもをはじめ多くの方が自由に遊べる空間として利用できるのではないかと考えています。</p> <p>今回、御意見いただきましたボルダリングやバトミントン、卓球等ができる広めの多目的活動空間の新設については、現時点では整備する予定はありませんが、今後の参考にさせていただき、草津川跡地公園が市民の皆様の憩いの場となるよう、引き続き整備に取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: right;">【まちづくり協働部 まちづくり協働課】 【教育委員会事務局 スポーツ推進課】 【建設部 公園緑地課】 【建設部 草津川跡地整備課】</p>
<p>知的障害があるこどもの就学前健診について、事前に相談し、難しい検査は受けず、検査ごとに障害がある旨を伝えればよいと聞いたが、実際は難しかった。</p> <p>集団健診の場合、サポートが必要なこどもの健診は別日に設けるか、別時間で対応してほしい。</p>	<p>就学時健康診断において、落ち着いた環境での受診を希望される場合には、比較的混雑の少ない各健診日の受付終了時刻直前に御来場いただくことを提案しており、希望される場合は誘導職員が同伴する等の対応によりサポートを行っています。</p> <p>今回、このような対応について十分に御案内できておらず、御不便をお掛けすることとなり、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>なお、サポートが必要なお子様の健診日時を別日程とすることにつきましては、診察を行う医師や施設の確保の面から難しいと考えていますが、今年度から開始したオンライン順番受付による待ち時間の短縮など、引き続き、就学前のお子様と保護者の方が安心して受診できる環境づくりに努めていますので、御理解をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会事務局 学校教育課】</p>

令和7年12月 回答分

手紙の概要	回 答
<p>近隣の空家と空き地について、雑草、雑木により見通しが悪く、歩道や車道が妨げられていて危険である。タバコのポイ捨てもあり、火災発生の危険性がある。</p> <p>下水工事が完備しておらず、雨天のときは強い異臭がする。家屋からは、川原やモルタルの破片が落下している。</p> <p>行政指導してほしい。</p>	<p>空家等の管理につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法におきまして、空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものと定められています。</p> <p>また、市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものと定められています。</p> <p>このことから、以前にいただきましたお手紙を踏まえ、当該空家につきましては、所有者を調査し、必要な助言・指導を行ったところですが、十分な改善が図られていない状況です。</p> <p>改めまして、関連部署や関係機関との連携を図りながら、所有者に対する文書指導や訪問指導等を丁寧に行うことで、所有者等による空家等の適切な管理を促していきますので、御理解をお願いします。</p> <p>また、公共下水道への接続につきましては、下水道法ならびに市条例により、公共下水道が使用可能である方は、一定期間内に公共下水道へ接続いただくことが原則義務化されています。市としましては、下水道への接続ができていない御家庭に対して、定期的な個別訪問等により下水道への接続工事を行っていただくよう啓発をしていますが、様々な事情により、接続ができていない住宅があるのが現状です。今回手紙をいただきました、現在お住まいの住宅につきましては、早期に下水道への接続の促進がなされるよう、「水洗便所等改造資金融資制度」の活用も併せた啓発等を行い、環境改善に努めていきたいと考えていますので、御理解をお願いします。</p>

【都市計画部 建築政策課】

【上下水道部 上下水道施設課】

令和7年12月 回答分

手紙の概要	回 答
常盤長寿番付表は、敬老会の個人情報を目的以外に使用しているので、止めるべきである。	<p>敬老会事業実施に伴う対象者名簿の利用につきましては、草津市個人情報保護審議会で審議いただき、個人情報の目的外利用の承認を得た上で、各学区で利用いただいているものです。御指摘の常盤長寿番付表につきましても、長寿を祝う敬老会関係事業であると理解しています。</p> <p>今回の御意見を受け、発行元の常盤学区社会福祉協議会に確認したところ、常盤長寿番付表を楽しみに待っておられる方も毎年たくさんおられ、これまで長きに渡り、常盤学区の地域に定着した事業として御意見もなく継続して実施されてきたとお聞きしているところです。</p> <p>しかしながら、市から配布した名簿を長寿番付表に掲載するなどの場合には、本人の同意が必要であることから、今後は、長寿番付表への掲載にあたり、個人情報の適切な取り扱いを図るよう、運用について協議していきます。</p>
なごみの郷のサウナ風呂について、紙パンツの着用者は利用不可になっているが、尿は生物学的には無菌であるため、撤廃してほしい。	<p>【健康福祉部 長寿いきがい課】</p> <p>なごみの郷の温浴施設の利用に関しては、おむつを着用するなど、排便および排尿のコントロールができない方の利用を制限させていただいている。</p> <p>理由としましては、便や尿などの排泄物が混入した際は、衛生上問題があることから、清掃作業のため温浴施設の利用を停止することとなり、他の利用者の皆様に多大な御迷惑をお掛けすることになります。</p> <p>また、シャワーで排泄物を洗い流すことは、尿でありましても、衛生環境の悪化や他の利用者の不快感を招くことから、衛生的な環境を提供できるよう清掃作業を行う必要があります。</p> <p>実際、過去になごみの郷の利用者の方からお風呂での排尿に対して苦情を受けたこともあることから、今後も、施設の衛生を保ち、施設利用の皆様に安心して快適に御利用いただくため、おむつ利用者の利用制限について御理解をお願いします。</p> <p>【健康福祉部 長寿いきがい課】</p>

令和7年12月 回答分

手紙の概要	回 答
子どもの健全な成長のため、離婚届用紙を取りに来られた方に「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」の冊子を必ず交付してほしい。	<p>市民課では、離婚届の用紙を取りに来られた方で、お子様がいらっしゃる方には、当冊子を配布しています。離婚届を取りに来られる際、面会交流や養育費等の関係について、子ども関係部署に既に相談、協議済みである方も多くいらっしゃいますが、初めて御相談をいただいた方には、冊子の配布と相談内容に応じて相談機関である子ども関係部署を御案内しています。</p> <p>また、市民課は戸籍の届出の手続き機関として、離婚届を御提出される際には必ず未成年の子の親権の記入について審査し、併せて、離婚届の右下に記載があります、未成年の子との面会交流および養育費の分担の取り決めをしているかどうかのチェック項目を確認しています。「まだ決めていない。」を選択された方には、当冊子を配布し、相談内容に応じて、子ども関係部署等の相談機関への御案内を行っています。</p> <p>なお、離婚届は全国統一様式であり、インターネットでダウンロードされるなど、御自身で用意されて届け出る方もおられます。こうした方に向けましては、当市のホームページにて、離婚届のページに「子どもがいて離婚される方へ」として、当冊子の周知と併せ、共同親権について、父母離婚後の子の養育に関する見直し等民法改正にかかる法務省作成パンフレットの案内も行っています。</p> <p>今後も引き続き、関係法令に則り、関係機関と連携しながら当冊子について御案内していくので、御理解をお願いします。</p>

【まちづくり協働部 市民課】

令和7年12月回答分

手紙の概要	回答
<p>11月30日に防災無線の訓練放送が、通常の17時ではなく18時に流れた。</p> <p>意図的な変更か過失かを区分してほしい。過失である場合は、正確な原因や責任の所在、具体的な再発防止策を示してほしい。</p> <p>また、この件を市ホームページで公式に周知してほしい。</p>	<p>毎週日曜日の夕方に実施しております市内一斉緊急放送システム（屋外スピーカー）につきましては、株式会社えふえむ草津の放送番組内で、スピーカーを起動させる信号音、夕焼け小焼けの音楽、スピーカーの起動を終了させる信号音を送信し、その信号を屋外スピーカーが受信することにより、試験放送を行っています。</p> <p>御指摘いただきました11月30日の試験放送について確認をしたところ、午後5時に試験放送を行う予定でしたが、実際には午後6時に放送されていました。原因については、試験放送の時間修正に伴う株式会社えふえむ草津による、放送スケジュールの確認時の見落としによるものでした。現行のシステム上、試験放送のみを自動化することは難しく、放送スケジュールに組み込む人為的な操作が必要であり、確認体制が不十分であったことから、このような事態が発生しました。</p> <p>過去の誤放送を踏まえ、確認体制やマニュアル等について改善を行っていましたが、人為的なミスで大変御迷惑をお掛けしました。</p> <p>今回の事態を受け、再発防止のため、時期により放送時間を変更せず、1年間を通じて午後5時に放送を行うこととしました。</p> <p>重ねて、本件については、市ホームページにて放送時間の誤りについてお詫びさせていただくとともに、上記再発防止策につきましてもあわせて掲載し、周知しました。</p> <p>このたびは、御心配をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。</p>

【総合政策部 危機管理課】